

令和8年
(2026年)

6

そうごう 総合センターだより

かわにしし そうごう かわにしりん ぼ かん かわにし じ どうかん
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

かわにしし ひ だかちよう ばん ごう
川西市日高町1番2号 ☎072(758)8398 Fax 072(758)2132



ひとり なや そうだん
一人で悩まず、まずご相談ください
がつついたち じんけんよう ご いん ひ
～6月1日は「人権擁護委員の日」です～



じんけんよう ご いん しちようそん とくべつく ふく ちよう ぎかい いけん き すいせん こうほしや なか
人権擁護委員は、市町村(特別区を含む)の長が議会の意見を聞いて推薦した候補者の中から
ほうむ だいじん いしよく みんかん かたがた ぜんこく やく めい ほんし めい いん さべつ
法務大臣が委嘱した民間の方々です。全国に約14,000名、本市では12名の委員が、差別のない
あかるいまち かつどう おも かつどうないよう い か
あかるい街づくりのために活動しています。主な活動内容は以下のとおりです。

じんけんそうだんかつどう じよう ひ ぼうちゆうしやう しょくば かていない なや はばひろ じんけん
人権相談活動: いじめ、インターネット上の誹謗中傷、職場や家庭内の悩みなど幅広く、人権
もんだい かん そうだん たいおう
問題に関する相談に対応します。

ちようさ きゆうさい ほうむ きよく しょくいん きやうりよく じんけんしんがい うたが じけん ちようさ かいけつ お
調査・救済: 法務局の職員と協力して、人権侵害の疑いがある事件の調査や解決に向けて
サポートします。

じんけんけいはつかつどう ちようち えん がっこう じんけんきやうしつ ちいき こうえんかい じんけん はなうんどうとう つう じんけん
人権啓発活動: 幼稚園や学校での「人権教室」や、地域での講演会、人権の花運動等を通じ人権の
たいせつ つた
大切さを伝えます。

ほんし とくせつじんけんそうだん まいつきだい きんようび じんけん あ むりよう じっし
本市では、【特設人権相談】毎月第3金曜日の「人権デー」に合わせて、無料で実施しています。

がつ じんけんよう ご いん ひ い か にってい かいそうだんまどぐち かいさい
6月は、*「人権擁護委員の日」にちなみ、以下の日程で2回相談窓口を開催します。

にちじ がつついたち げつ がつ にち きん ごごじ げじ
日時: 6月1日(月)・6月19日(金) 午後1時から4時

ばしよ しやくしよ
場所: 市役所

よやく てんわ よやくゆうせん どうじつちよくせつ こ かろう
予約: 電話などによる予約優先(当日直接お越しいただくことも可能です。)

じんけんようごいん ひ しょうわ ねん がつついたち じんけんようごいんほう しこう きねん
*人権擁護委員の日とは、1949(昭和24)年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して
せいいてい ひ ちゆうしん ぜんこくかくち じんけんそんちやう けいはつかつどう おこな
制定されました。この日を中心に全国各地で人権尊重の啓発活動が行われています。

そうごう せいかつじんけんそうだん まいしゆうげつやうび きんようび ごぜんじ ごごじ
なお、総合センターでは、【生活人権相談】を毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
かいさい りよう
開催しています。ご利用ください。

そうごう さべつかいしやう む とく じんけんけいはつ きよてんしせつ
総合センターは、差別解消に向け取り組む、人権啓発の拠点施設です。

そうごう よ きやうか しよたい しやう
総合センターだよりは、読みやすいフォント「UD(ユニバーサルデザイン)デジタル教科書体」を使用しています。